

平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ネットイヤーグループ株式会社 代表者名 代表取締役社長 石黒 不二代 (コード番号 3622 東証マザーズ) 問合せ先 取締役事業推進部長 篠塚 良夫 (TEL. 03-6369-0550)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、下記のとおり定款一部変更について、平成27年6月25日開催予定の第16回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 変更の理由

①将来における機動的な資本政策のため、現行定款第6条の発行可能株式総数を25,000,000株に変更するものであります。

②平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、当該取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条及び第37条を変更するものであります。また、これらの条文の変更に伴い、現行定款第41条の文言を変更するものであります。

なお、定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

現行定款 変更案

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、18,434,200 株とする。

第29条(社外取締役の責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、社外取締役との間で、同法第423条第1 項の賠償責任に関し、同法第425条第1項各号 に定める金額の合計額を限度とする旨の契約 を締結することができる。

第37条(社外監査役の責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定によ り、社外監査役との間で、同法第423条第1項 の賠償責任に関し、同法第425条第1項各号に 定める金額の合計額を限度とする旨の契約 を締結することができる。

第41条(会計監査人の責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定によ り、会計監査人との間で、同法第423条第1 項の賠償責任に関し、同法第425条第1項各 号に定める金額の合計額を限度とする旨の契 約を締結することができる。

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、<u>25,000,000</u> 株とする。

第29条 (取締役の責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定によ り、取締役(業務執行取締役等である者を除 く)との間で、任務を怠ったことによる損害 賠償責任を限定する契約を締結することが できる。ただし、当該契約に基づく責任限度 額は、法令が規定する額とする。

第37条 (監査役の責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定によ り、監査役との間で、任務を怠ったことによ る損害賠償責任を限定する契約を締結する ことができる。ただし、当該契約に基づく責 任限度額は、法令が規定する額とする。

第41条(会計監査人の責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定によ り、会計監査人との間で、任務を怠ったこと による損害賠償責任を限定する契約を締結 することができる。ただし、当該契約に基づ く責任限度額は、法令が規定する額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成27年6月25日 (木曜日) 定款変更の効力発生日 (予定)

平成27年6月25日 (木曜日)